

ご記入にあたって

休業中の就労等の状況や休業前の賃金について、**D・E**をよく読んで記入してください。
※記入に必要な給与明細等がない場合には、事業主に相談してください。

A 項目5

振込先は申請者本人名義の口座を記入してください。
※金融機関コード、支店コードは一般社団法人全国銀行協会のHP (https://www.zenginkyo.or.jp/shop/) 等で確認いただくことができます。金融機関コードの記入は任意です。
インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込ができませんのでご注意ください。

B 項目6・7

就労先事業所(拠点等)について記入してください。

C 項目8

支援金・給付金の対象として申請する期間を記入してください。

D 項目9・10・11

期間中の就労等した日の状況を記入してください。**就労等した日がない場合は記入不要です。**

詳しくは右面をご参照ください。

E 項目12

休業前賃金額(総支給額)を記入してください。

詳しくは右面をご参照ください。

F 申請者署名欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

G 代理人等署名欄

代理人等が申請を行う場合に記入してください。代理人は委任状を添付してください。

労働者申請用 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金支給申請書

(2枚目)のご確認事項を確認のうえ、下記①～③の太枠内をご記入ください。代理人等が提出代行等をする場合は④もご記入ください。

① 申請者について

フリガナ シンセイ タロウ
氏名 申請 太郎
性別(任意) 男性 女性
生年月日 X:X 年 X:X 月 X:X 日
連絡先(住所または居所および電話番号) 〒XXXXXXXXXX 東京 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇-0
電話番号(左記で記入) XXX-XXXX-XXXX
〇〇マンション〇〇〇〇号室

② 休業をしている事業所について

事業所の名称 株式会社△△△△△△△△
事業所の所在地 〒XXXXXXXXXX 東京 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇-0
支店名(コード3桁) XXX 支店 〇〇〇〇〇〇

③ 申請者署名欄 申請者の方は、下記に署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。
官庁労働局長 殿
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を希望するため、申請します。
申請者氏名(署名または記名押印) 申請 太郎
提出日 令和2年 X:X 月 X:X 日

④ 代理人等署名欄 代理人または(提出代行・事務代理者)社会保険労務士の方は、下記に署名または記名押印してください。
この申請書の記入内容について、労働局・公共職業安定所が確認のため問い合わせた場合は、協力します。
代理人または(提出代行・事務代理者)社会保険労務士 住所・事務所または法人等の名称・氏名

支援金等対象者番号	支給決定年月日	令和 年 月 日
雇用保険被保険者番号	休業前賃金日額	円
労働局 支給① 月分: 円 ② 月分: 円 ③ 月分: 円 備考欄		
記載欄※ 金額④ 月分: 円 ⑤ 月分: 円 ⑥ 月分: 円		
(局長) (部長) (課長) (補佐) (係長)		

▲この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることありますので、正確にご記入ください。

- 注意**
- 各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はずべて無効となります。
 - この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることありますので、正確にご記入ください。
 - 代理人等が偽りの届出・報告・証明等を行い、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受け、または受けようとした場合には、その氏名等を公表する可能性があります。

D 項目9・10・11について

支給要件確認書の事業主記入欄⑦を参照のうえ、支給単位期間(各月初日から末日まで)ごとに1行を用い、就労等した日の状況を記入してください。**就労等した日がない場合は記入不要です。**

なお、①休業事業所で働いた日と②年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等など、あなたの事情により休暇・休業を取得した日が「就労等した日」にあたりません。所定の休日はこれにあたりません。例えば土日祝休みの方が当該日にお休みしたものは「就労等した日」にあたりません。

【具体的な記入例】 4月16日～6月15日まで新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の命による休業のケース

例1) 休業期間中、まったく就労等していない場合

記入の必要がないため項目9～11は空欄

8 支援金・給付金の対象として申請する期間	令和2年	4月	16日	～	3月	0日	9	8の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	10	8の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	11	10の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
	令和2年	5月	1日	～	3月	1日						
	令和2年	6月	1日	～	1月	15日						

例2) 1日の所定労働時間8時間の方が、4月20～23日まで自分の都合で年次有給休暇を取得し4日間終日働いていない場合

年次有給休暇を取得した4月20～23日の「4」日間を記入

8 支援金・給付金の対象として申請する期間	令和2年	4月	16日	～	3月	0日	4	8の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	10	8の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	11	10の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
	令和2年	5月	1日	～	3月	1日						
	令和2年	6月	1日	～	1月	15日						

例3) 1日の所定労働時間8時間の方が、5月11～15日の5日間に2時間のみ勤務(6時間休業)し、5月18～20日の3日間に終日(8時間)勤務した場合(5月16・17日は所定休)

8時間勤務した5月18～20日の「3」日間を記入

8 支援金・給付金の対象として申請する期間	令和2年	4月	16日	～	3月	0日	3	8の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	10	8の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	11	10の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
	令和2年	5月	1日	～	3月	1日	5					
	令和2年	6月	1日	～	1月	15日						

2時間の勤務である5月11～15日の「5」日間を記入
5月11～15日の2時間勤務は事業主より6時間の休業を命じられたもののため「5」日間を記入

例4) 1日の所定労働時間3時間のパートタイム労働者の方が、4月20～23日の4日間、所定労働時間どおり3時間の終日勤務をした場合

3時間の終日勤務をした4月20～23日の「4」日間を記入
※休業を命じられておらず、所定労働時間どおりのため項目11の記入はありません。

8 支援金・給付金の対象として申請する期間	令和2年	4月	16日	～	3月	0日	4	9～11は支給要件確認書事業主記入欄⑦を参照して記入してください。*	9	8の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	10	8の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	11	10の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
	令和2年	5月	1日	～	3月	1日								
	令和2年	6月	1日	～	1月	15日								

E 項目12について

休業前6か月分の賃金から任意の3か月分の賃金額(総支給額)を記入してください(支援金・給付金の金額は申請書に記入された3か月分の賃金額を休業前の平均的な賃金として金額を算定します)。

総支給額には様々な諸手当が含まれますが、賞与は含めず記入してください。

例) 4月から休業開始の場合
前年10月から3月まで(休業開始前6か月)に支払われた賃金(※)のうち、昨年12月から2月までの賃金を選択し記入。
※例えば3月に支払われた賃金とは、3月分の就労実績を算定根拠として支払われる賃金ではなく、3月に支払われたものを指します。

12 休業前賃金額(直近6か月中任意の3か月分)	<input type="checkbox"/> 平成 1年 10月 1万 7千 4百 8十 円	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 1年 1月 1万 9千 7百 4十 8百 円	<input type="checkbox"/> 平成 2年 1月 1万 8千 5百 2十 2百 円	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 2年 2月 1万 8千 5百 2十 2百 円
--------------------------	--	---	--	---

- 【例外的な取扱い】休業開始前6か月以内に3か月分の給与の支払いがない場合
- 3か月分の給与の支払いがない場合は2か月分の給与を記入し、2か月分の給与の支払いがない場合は、1か月分の給与を記入してください。賃金の支払いが2または3か月あるにもかかわらず、休業開始前賃金が低くならないよう就労日数の少ない月を除いて記入した場合は、不正な申請とみなされる可能性もありますので、ご注意ください。
 - 疾病・出産・育児等の事情による休業のため休業前6か月の賃金が全く存在しない場合には、さらに2年まで遡り、新型コロナウイルス感染症の影響による休業開始月から最も近い月から3か月の賃金を休業開始前賃金として取り扱うため、休業の時期や事情を備考欄に記入してください。
 - 新規学卒者等は、労働条件通知書に通知されている1か月分の金額を記入し、新規学卒者等である旨を備考欄に記入してください。

